

栗東市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和4年3月25日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 田中 英樹

財政援助団体等監査結果

1. 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

3. 監査の対象及び監査期日

アグリの郷栗東株式会社 令和4年2月17日

4. 監査の着眼点と実施内容

令和3年度補助金にかかる出納その他事務の執行が財政的援助の目的に沿って適正に行われているかを主眼とし、経営的な観点にも留意して、関係者から提出資料の説明を求め質疑応答により実施した。

5. 監査の結果

監査の範囲内においては、特に指摘すべき事項は認められず、当該団体に交付した栗東市農林業振興事業補助金も、栗東市農産物直売施設集出荷管理体制整備事業実施要領に則り執行され、事務処理も概ね適正に処理されていた。農業を取りまく環境が厳しさを増す中、コロナ禍にあっても、アグリの郷栗東株式会社の令和2年度決算は7期連続の黒字経営となっている。

アグリの郷栗東は、高速道路からの一時退出を可能とする「賢い料金」の対象となる道の駅である。全国の道の駅でも対象となる施設はごく僅かであるから、この点も広く県内外に向けてアピールされ、引き続き栗東市の農産物のPRと販売促進に努めていただくようお願いする。また、新たに導入したPOSシステムのデータを最大限活用され、アグリの郷栗東自体の販売促進とあわせて、栗東農産物出荷組合の農産物の生産、出荷の支援にも繋げられるよう努力されたい。

従来からの懸案事項である駐車場拡張整備については、所管課と連携して課題解決に向け取り組んでいただきたい。

以 上